

議案第 27 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 3 月 31 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、国民健康保険の保険税負担の公平性の確保及び低所得層の保険税負担の軽減を図るため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第26条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第27条中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第29条第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第4項中「第26条第1項」を「第26条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第5項、第6項、第8項から第11項まで、第14項及び第15項中「第26条第1項の」を「第26条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万</u></p>

新	旧
<p>円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第27条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>第29条第1項</u>において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第27条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前</p>	<p><u>5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第27条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>第29条</u>において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第27条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1</p>

新	旧
<p>条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）</u>の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第26条</u>の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」と</p>	<p>項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類</u>の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、<u>同項</u>中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」と</p>

新	旧
<p>する。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する</p>	<p>する。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に</p>

新	旧
<p>長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法</p>	<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法</p>

新	旧
<p>附則第35条の2の2第5項の上場株式等に 係る譲渡所得等を有する場合における第3 条、第7条、第11条及び第26条の規定の 適用については、第3条第1項中「及び山林 所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第35条の2の2第5項に規定す る上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、 「同条第2項」とあるのは「法第314条の 2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得 金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又 は法附則第35条の2の2第5項に規定する 上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 26条第1項中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに法附則第35 条の2の2第5項に規定する上場株式等に係 る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保 険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が 法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡 所得又は雑所得を有する場合における第3 条、第7条、第11条及び第26条の規定の 適用については、第3条第1項中「及び山林 所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第35条の4第4項に規定する先 物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2項」とあるのは「法第314条の2第2項」 と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35条の4第4項に規定する先物取引に係る 雑所得等の金額」と、第26条第1項中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第35条の4第4項に規定 する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民</p>	<p>附則第35条の2の2第5項の上場株式等に 係る譲渡所得等を有する場合における第3 条、第7条、第11条及び第26条第1項の 規定の適用については、第3条第1項中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第35条の2の2第5項に 規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金 額」と、「同条第2項」とあるのは「法第31 4条の2第2項」と、同条第2項中「又は山 林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得 金額又は法附則第35条の2の2第5項に規 定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」 と、第26条第1項中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則 第35条の2の2第5項に規定する上場株式 等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保 険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保 険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が 法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡 所得又は雑所得を有する場合における第3 条、第7条、第11条及び第26条第1項の 規定の適用については、第3条第1項中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第35条の4第4項に規定 する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同 条第2項」とあるのは「法第314条の2第 2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」 とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附 則第35条の4第4項に規定する先物取引に 係る雑所得等の金額」と、第26条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林 所得金額並びに法附則第35条の4第4項に 規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と する。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民</p>

新	旧
<p>健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>	<p>健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>
<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計</p>	<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額</p>

新	旧
<p>額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条第</p>	<p>の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第2</p>

新	旧
<p>1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第1 2 項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>6 条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第1 2 項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

国民健康保険の保険税負担の公平性の確保及び低所得層の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準額の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 国民健康保険税の課税限度額の改正（第2条、第26条関係）

	改正後	改正前	条 項
基礎課税額	65万円	65万円	第2条第2項、第26条 【改正なし】
後期高齢者支援金等課税額	22万円	20万円	第2条第3項、第26条 【改正あり】
介護納付金課税額	17万円	17万円	第2条第4項、第26条 【改正なし】

(2) 国民健康保険税の軽減判定基準額の改正（第26条関係）

5割軽減及び2割軽減の対象となる軽減判定基準額を引き上げます（下線部分）。

ア 7割軽減基準額

改正なし	基礎控除額 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円
------	------------------------------------

(例) 夫（世帯主・67歳）と妻（62歳）の2人が国民健康保険に加入している場合

※夫…給与収入80万円、年金収入100万円

妻…給与収入80万円

夫 給与収入80万円 - 所得控除55万円 = 25万円…①

年金収入100万円 - 所得控除110万円 - 高齢者特別控除15万円(※1) = 0円

妻 給与収入80万円 - 所得控除55万円 = 25万円…②

合計所得金額 (①+②) 50万円 < 基礎控除額 53万円(※2) 【7割軽減該当】

※1…65歳以上の者の公的年金所得は、年金所得から高齢者特別控除15万円を差し引いた金額となる。

※2…基礎控除額 43万円 + (2人 - 1) × 10万円 = 53万円

イ 5割軽減基準額

改正前	基礎控除額 43 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 } + { 28 万 5 千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) }
改正後	基礎控除額 43 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 } + { 29 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) }

※特定同一世帯所属者

- ・国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した者で、引き続き、国民健康保険の被保険者と同一の世帯に属する者をいう。

(例) 夫 (世帯主・67 歳) と妻 (65 歳) の 2 人が国民健康保険に加入している場合

※夫…給与収入 140 万円、年金収入 130 万円

妻…給与収入 80 万円、年金収入 100 万円

【改正前】

夫 給与収入 140 万円 - 所得控除 55 万円 - 所得金額調整控除 5 万円 (※1)

= 80 万円…①

年金収入 130 万円 - 所得控除 110 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 5 万円…②

妻 給与収入 80 万円 - 所得控除 55 万円 = 25 万円…③

年金収入 100 万円 - 所得控除 110 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 0 円

合計所得金額 (① + ② + ③) 110 万円 = 基礎控除額 110 万円 (※2) 【5 割軽減非該当】

※1 給与所得と年金所得の両方を有し、その合計額が 10 万円を超える者は、その者の総所得金額を計算する場合に、所得金額調整控除額を給与所得から差し引く。

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円)) - 10 万円

今回の例をこの計算式に当てはめると、夫の給与の所得控除後の金額は 85 万円 (140 万円 - 55 万円 = 85 万円) で 10 万円を超えており、年金の所得控除後金額は 5 万円のため、所得金額調整控除額は 5 万円 (10 万円 + 5 万円 - 10 万円 = 5 万円) となる。

※2 基礎控除額 43 万円 + { (2 人 - 1) × 10 万円 } + { 28 万 5 千円 × (2 人 + 0 人) }
= 110 万円

【改正後】

夫 給与収入 140 万円 - 所得控除 55 万円 - 所得金額調整控除 5 万円

= 80 万円…①

年金収入 130 万円 - 所得控除 110 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 5 万円…②

妻 給与収入 80 万円 - 所得控除 55 万円 = 25 万円…③

年金収入 100 万円 - 所得控除 110 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 0 円

合計所得金額 (① + ② + ③) 110 万円 < 基礎控除額 111 万円 (※1) 【5 割軽減該当】

※1 基礎控除額 43 万円 + { (2 人 - 1) × 10 万円 } + { (29 万円 × 2 人 + 0 人) }
= 111 万円

ウ 2割軽減基準額

改正前	基礎控除額 43 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 } + { 52 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) }
改正後	基礎控除額 43 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 } + { 53 万 5 千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) }

(例) 夫 (世帯主・67 歳)、妻 (62 歳)、子 (28 歳) の 3 人が国民健康保険に加入している場合

※夫…年金収入 255 万円 妻…給与収入 100 万円 子…給与収入 100 万円

【改正前】

夫 年金収入 255 万円 - 所得控除 110 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 130 万円…①

妻 給与収入 100 万円 - 所得控除 55 万円 = 45 万円…②

子 給与収入 100 万円 - 所得控除 55 万円 = 45 万円…③

合計所得金額 (① + ② + ③) 220 万円 > 基礎控除額 219 万円 (※1) 【2割軽減非該当】

※1 基礎控除額 43 万円 + { (3 人 - 1) × 10 万円 } + { 52 万円 × (3 人 + 0 人) }
= 219 万円

【改正後】

夫 年金収入 255 万円 - 所得控除 110 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 130 万円…①

妻 給与収入 100 万円 - 所得控除 55 万円 = 45 万円…②

子 給与収入 100 万円 - 所得控除 55 万円 = 45 万円…③

合計所得金額 (① + ② + ③) 220 万円 < 基礎控除額 223 万 5 千円 (※1) 【2割軽減該当】

※1 基礎控除額 43 万円 + { (3 人 - 1) × 10 万円 } + { 53 万 5 千円 × (3 人 + 0 人) }
= 223 万 5 千円

エ 軽減額の例

(例) 40 歳代の夫婦で、共に給与所得があり、子ども 1 人の 3 人家族

*子どもは、未就学児又は就学児の場合の各軽減額を記載

	加入者全員の所得合計	子どもの区分	軽減額	
			均等割額	平等割額
7割軽減	53 万円以下 43 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 } (53 万円以下 43 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 })	未就学児	98,565 円 (96,540 円)	24,780 円 (25,410 円)
		就学児	93,030 円 (91,140 円)	

5割軽減	140万円以下 43万円 + {(給与所得者等の数-1) × 10万円} + {29万円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者)}	未就学児	75,675円 (74,100円)	17,700円 (18,150円)
	(138万5千円以下 43万円 + {(給与所得者等の数-1) × 10万円} + {28万5千円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者)})	就学児	66,450円 (65,100円)	
2割軽減	213万5千円以下 43万円 + {(給与所得者等の数-1) × 10万円} + {53万5千円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者)}	未就学児	41,340円 (40,440円)	7,080円 (7,260円)
	(209万円以下 43万円 + {(給与所得者等の数-1) × 10万円} + {52万円 × (被保険者数+特定同一世帯所属者)})	就学児	26,580円 (26,040円)	
軽減なし	213万5千円超	未就学児	18,450円 (18,000円)	0円 (0円)
	(209万円超)	就学児	0円 (0円)	

* () …改定前の保険税率等により試算した額

*軽減額…基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の軽減額の合計

3 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。